

#### 4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

#### 5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 31 日付け、28 高技管第 329 号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

#### 6 色彩、寸法及び形式

##### (1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi 以上とする。

##### (2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負者はこれに従うとともに、工事写真等を、A 4 版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

##### (3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

#### 7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

#### 8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

#### 9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

#### 10 災害写真

工事中における災害については、請負者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

- (1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。
- (2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

請負者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

**第10条** 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

**第11条** 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

（その他）

**第12条** この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

13	グースアスファルト舗装	526
14	路床安定処理工	527
15	表層安定処理工（表層混合処理）	529
16	固結工	530
17	アンカー工	530
17-2	鉄筋挿入工	531
18	補強土壁工	531
19	吹付工	532
20	現場吹付法砕工	536
21	河川土工	539
22	海岸土工	540
23	砂防土工	543
24	道路土工	544
25	捨石工	546
26	コンクリートダム	547
27	覆工コンクリート（NATM）	552
28	吹付けコンクリート（NATM）	556
29	ロックボルト（NATM）	559
29-2	防水工材料（NATM）	560
30	路上再生工（路盤）	561
31	路上再生工（表層）	562
32	排水性舗装工・透水性舗装工	563
32-2	簡易舗装工	565
33	プラント再生舗装工	566
34	工場製作工（鋼橋用鋼材）	567
35	ガス切断工	567
36	溶接工	568
37	中層混合処理	571
参考資料		575
ロックボルトの引抜試験		575
第2	港湾・漁港工事の部	577
1	土	577
2	石材等	578
3	鋼材	580
4	セメントコンクリート製品	583
5	防食材料	584
6	防舷材	585
7	係船柱	586
8	車止め・縁金物	586
9	マット	587
第3	農業土木工事の部	589
1	ため池土工	589

### 3 写真管理基準

#### 表-3 写真管理基準

第1 一般土木工事の部	590
1 撮影箇所一覧表	590
2 品質管理写真撮影箇所一覧表	592
3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引	599
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (共通編)	629
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (土木工事共通編)	632
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川編)	655
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川海岸編)	659
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (砂防編)	663
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (ダム編)	669
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (道路編)	671
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (その他)	681
第2 港湾・漁港工事の部	685
1 浚渫及び床掘り	685
2 地盤改良	686
3 マット	689
4 捨石及び均し	690
5 杭及び矢板	691
6 控工	692
7 ケーソン	693
8 コンクリートブロック	698
9 中詰	701
10 上部コンクリート	702
11 付属工	704
12 埋立及び裏埋	707
13 汚濁防止膜工	708
第3 森林土木工事の部	709
出来形管理写真撮影箇所一覧表 (治山林道編)	709
第4 農業土木工事の部	711
出来形・品質管理写真撮影箇所一覧表 (農業基盤編)	711
4 品質管理技法	714
1 品質管理の手続き	714
2 品質特性	715
3 ヒストグラムによる判定	717
4 工程能力図による規格の管理	723
5 管理による安定状態の判定	730
6 棄却検定	749
7 抜取検査	752

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1	
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-1	
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			I-1-1	
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2	
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			I-2	
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法			I-3
				多数アンカー式補強土工法			I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法			I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部			I-3
1-2-3-6		堤防天端工				I-3	
第4節 道路土工	1-2-4-1		道路一般	IP			I-4
				中心線			I-4
				路面			I-4
	1-2-4-2	1	掘削工				I-5
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）				I-5
	1-2-4-3	1	路体盛土工				I-6
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）				I-6
	1-2-4-4	1	路床盛土工				I-6
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）				I-6
1-2-4-5		法面整形工	盛土部			I-7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-7	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-8
				軽量鋼矢板		I-8
				コンクリート矢板		I-8
				広幅鋼矢板		I-8
				可とう鋼矢板		I-8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I-8
	3-2-3-6		小型標識工			I-8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-9
				転落（横断）防止柵		I-9
				車止めポスト		I-9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-9
	3-2-3-9		区画線工			I-10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-10
				距離標		I-10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-10
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-11
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-11
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-12
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-12
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-12
	3-2-3-15		PCホースラフ製作工			I-13
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-13
		2	PC押し箱桁製作工			I-14
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-14
	3-2-3-18		沈床工			I-15
	3-2-3-19		捨石工			I-15
	3-2-3-22		階段工			I-15
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-15
		2	伸縮装置工	鋼製ファンガージョイント		I-16
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-16
	3-2-3-26		多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-16
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-17
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-17
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-17
				プレキャストパイプ工		I-17
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-18
				L型側溝工		I-18
				自由勾配側溝		I-18
				管渠		I-18
2	側溝工	場所打水路工		I-18		

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-64	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-65	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65	
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65	
	3-2-6-15		路面切削工			I-66	
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-66	
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工(面管理の場合)			I-66-1	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-67
		3-2-7-3		置換工			I-67
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-68	
3-2-7-4		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		I-68	
3-2-7-5			パイルネット工			I-68	
3-2-7-6			サンドマット工			I-68-1	
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-68-1	
				ベーパードレーン工		I-68-1	
				袋詰式サンドドレーン工		I-68-1	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-68-1	
3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-69	
	高圧噴射攪拌工				I-69		
	スラリー攪拌工				I-69		
	生石灰パイル工				I-69		
3-2-7-9	2	固結工	中層混合処理		I-69		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		I-70 I-70	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-70	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-70	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-70	
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-71	
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			I-71	
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			I-71	
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		I-72	
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		I-73	
		3	一般事項	仮設材製作工		I-74	
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-74	





章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-75
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-75
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-77
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-78
	3-2-12-4		検査路製作工			I-79
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-79
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-80
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-80
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-80
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-81
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-81
	3-2-12-11		工場塗装工			I-82
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-83
				ケーブルクレーン架設		I-83
				ケーブルエレクション架設		I-83
				架設桁架設		I-83
				送出し架設		I-83
				トラバラークレーン架設		I-83
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-84
				架設桁架設		I-84
			架設工支保工	固定		I-84
				移動		I-84
			架設桁架設	片持架設		I-84
				押出し架設		I-84
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-84
				張芝工		I-84
				筋芝工		I-84
				市松芝工		I-84
				植生シート工		I-84
				植生マット工		I-84
				植生筋工		I-84
				人工張芝工		I-84
				植生穴工		I-84
	3-2-14-3	2	植生工	植生基材吹付工		I-84-1
				客土吹付工		I-84-1
				吹付工（仮設を含む）	コンクリート	
			モルタル		I-85	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 14 法面工 (共通)	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-86
				現場吹付法枠工		I-86
	3-2-14-6	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-86
				アンカー工		I-86
第 15 擁壁工 (共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-87
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-87
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法		I-88
				多数アンカー式補強土工法		I-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-88
3-2-15-4		井桁ブロック工			I-88	
第 16 浚渫工 (共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-89
		2	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船		I-89
		3	浚渫船運転工	グラブ船、バックホウ浚渫船 (面管理の場合)		I-89
第 18 床版工	3-2-18-2		床版工			I-90

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含 む)	水平または 標高較差	±70	±300			

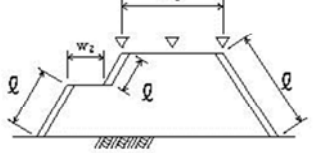
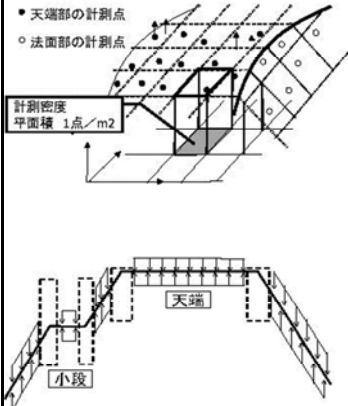
單位：mm


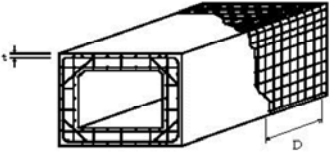
I-1-2

- 313-2 -

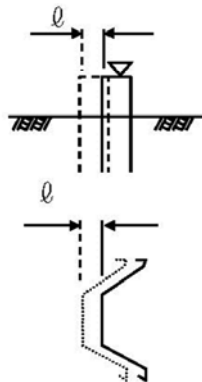
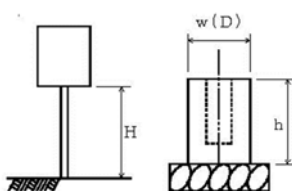
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	1		道路一般 (IP)	延長	L < 30m	±10	1 施工箇所につき 1 ヶ所。	IP 点間距離の計算値と測定値との差を求める。IP 点間距離が直接測定出来ない場合は、IP を含めた 4 級基準点測量により求めた IP の座標値との差を求める。	1-2-4-1			
							L ≥ 30m	±L/3,000						
					道路一般 (中心線)	延長	偏 心		±10	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	隣接する中心点等の点間距離の計算値と測定値との差を求める。			
							L < 20m	±10						
					道路一般 (路面)	砂利	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	基準高は、路面両端部で測定。	測定項目欄の砂利とは、舗装計画のない路面をいう、舗装とは、舗装計画のある路面をいう。			
							全 幅	±50						
						舗装	基準高▽	±30		基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
							幅 員	±25		中心線から左右路面端部を管理。				

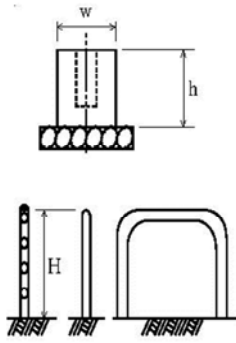
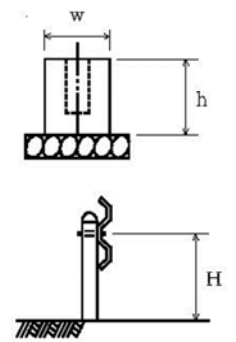
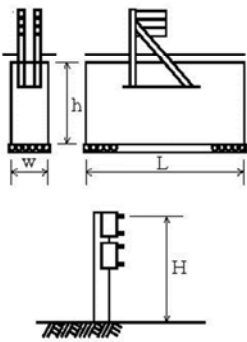
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅	w				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
				S≥1割	±1.0分						
				2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						平均値	個々の計測値				
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160		
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330		

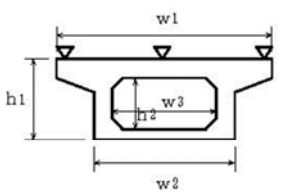
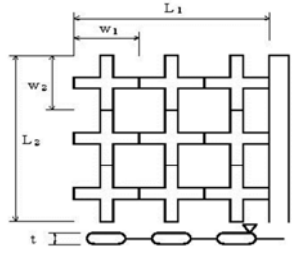
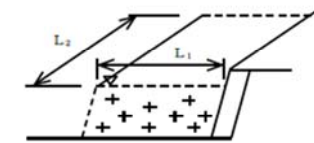
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%				
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100			
						勾配	S<1割	±0.5分			
							S≥1割	±1.0分			
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
天端	標高較差	±50	±150								
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする φ : 鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上			
								工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。  注 1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。  注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。  注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

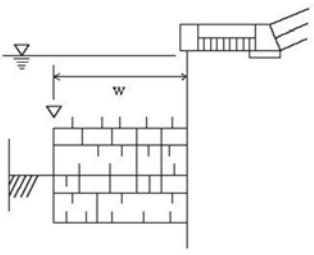
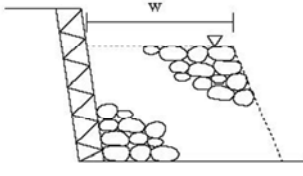
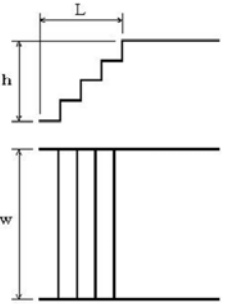
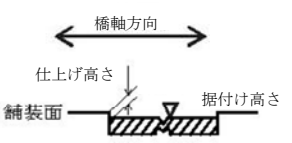


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $\varnothing$	100				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工  (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所		3-2-3-5	
								ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6	
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

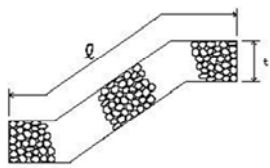
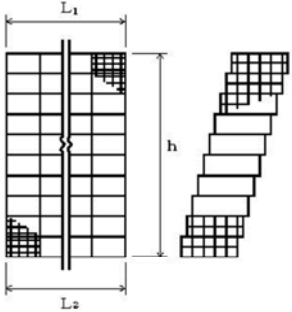
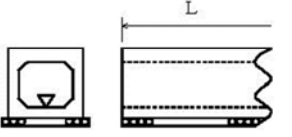
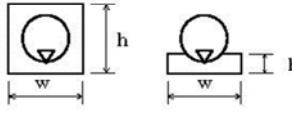
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		3-2-3-7
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		3-2-3-8
							高さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 1 基礎毎		3-2-3-8
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所		


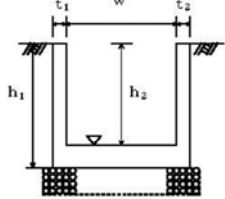
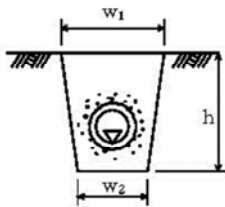
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長(m)		3-2-3-16  注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する							
						幅(下) $w_2$	-5~+30										
						内空幅 $w_3$	±5										
						高 さ $h_1$	+10 -5										
						内空高さ $h_2$	+10 -5										
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高 $\nabla$	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17						
							厚さ t	-20				幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。					
							幅 $W_1, W_2$	-20									
							延長 $L_1, L_2$	-200					1 施工箇所毎				
						乱積	基準高 $\nabla$	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
							延長 $L_1, L_2$	- t / 2				1 施工箇所毎					

tは根固めブロックの高さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	$\pm 0$ 段			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工  (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	$\pm 3$	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

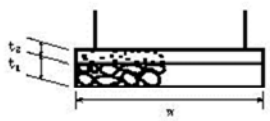
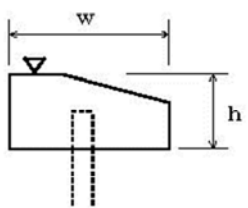
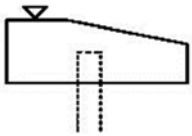
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工  (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部にお いて橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W <sub>1</sub>	±2				
						歯咬み合い部の横方向 間隔W <sub>2</sub>	±5				
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工  (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3 点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下		3-2-3-24	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26		多自然型護岸工  (巨石張り、巨石積 み)	基 準 高 ▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-26	
						法 長 ℓ	-200				
						勾 配	±0.5分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

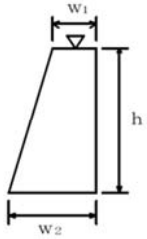
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工  (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚  さ  t	-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工  (ふとんかご、かご 枠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27	
						高  さ  h	-100				
						延 長  L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
						勾配	S < 1 割				$\pm 0.5$ 分
							S $\geq$ 1 割				$\pm 1.0$ 分
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工  (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	
						※幅  w	-50				
						※高  さ  h	-30				
						延 長  L		1 施工箇所毎			
						L < 20m	-50				
L $\geq$ 20m	-100										

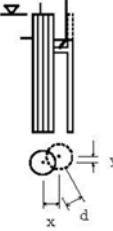
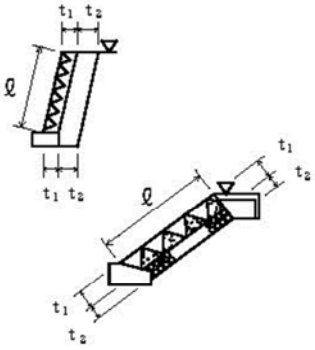
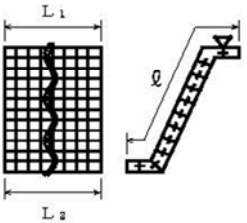
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工  (プレキャストU型側溝) (L型側溝工)  (自由勾配側溝)  (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工  (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-29	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
						勾 配	$\pm 0.5$ 分				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工  (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L L < 20m L $\geq$ 20m	-50 -100				1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

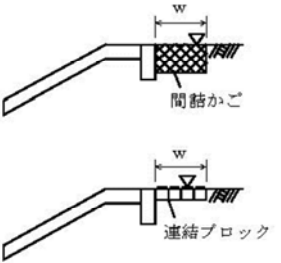
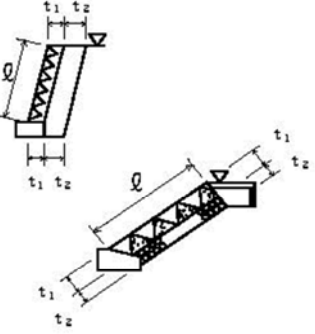
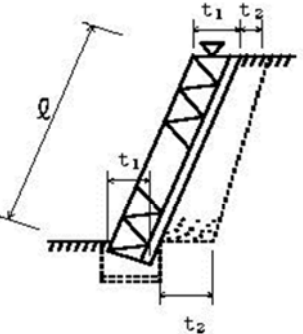
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水枿工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項  (切込砂利) (砕石基礎工) (割り石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸)  (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工 (護岸)  (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	3	基礎工（護岸） （吊込基礎ブロック）	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-3	
						幅	$w_1, w_2$				-30
						高さ h	$h < 3\text{ m}$				-50
							$h \geq 3\text{ m}$				-100
						一個の長さℓ					-20
						勾 配					±0.5 分
						法線方向の出入					±50
						延 長 L					-0.5% ただし最大 -200 最小-50

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管 矢板 基礎 工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張) 工	3	1	コンクリートブロック 工  (コンクリートブロッ ク積) (コンクリートブロッ ク張り)	基 準 高 ▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要 領(護岸工事編)(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		3-2-5-3	
						法長 $\ell$	$\ell < 3m$				-50
							$\ell \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック積張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張) 工	3	2	コンクリートブロック 工  (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要 領(護岸工事編)(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		3-2-5-3	
						法 長 $\ell$	-100				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 $L_1, L_2$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工  (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅 w	-100				
						延長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						勾配	±0.5分				
						延長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5	1	石積(張)工	基準高▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						勾配	±0.5分				
						延長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定(最少3個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	-		3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	—		3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高、幅は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。（最少2ヶ所） 厚さは各車線200m毎に1ヶ所（最少3ヶ所）を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p>	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工  (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工  (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					幅	-25	-25	-	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。(最少3ヶ所) 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。(最少2ヶ所) ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-9
幅	-25	-25	—	—									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし（最少2ヶ所）、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高、幅は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。(最少 2ヶ所) 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所(最少 3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	-64	-10			
							t ≥ 15cm	-91	-15			



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)				
							中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	3	透水性舗装工  (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25	—			
						横断勾配	±1.0%				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	4	透水性舗装工  (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
					(面管理の場合)	横断勾配	±1.0%				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、最少3個ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3 次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線200m毎(200m以下は3ヶ所)に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定(最少2ヶ所)。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線を中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-25	-					
						横断勾配	±1.0%	-					
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下					
						目地段差	±2						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平 坦 性	-	3mプロファイルメータ -(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工  (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工  (転圧コンクリート版工) 下層路盤工  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

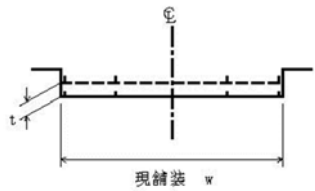
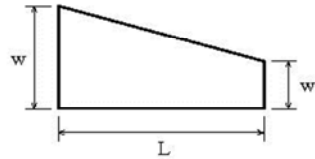
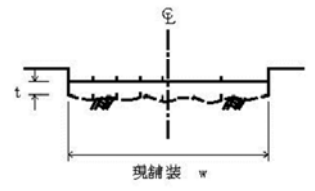


編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	17	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	18	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案) 」または「TS (ノンプリズム方式) 」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	-35		—				
						横断勾配	±1.0%		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィルメータにより (σ) 2.4mm 以下。				
						目地段差			±2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						平坦性	—		3mプロファイルメートル(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

單位：mm

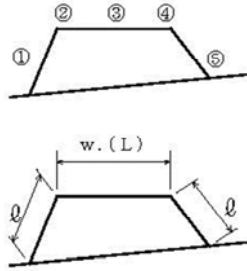
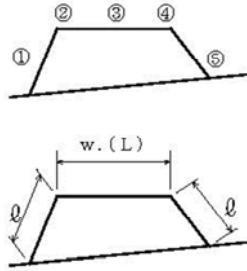
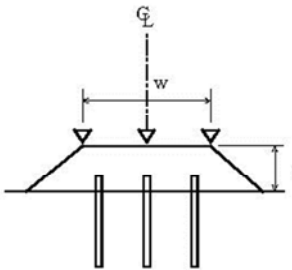
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15		路面 切削 工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装 打換 え工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
					舗 設 工	幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オー バー レイ 工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。(最少3ヶ所) 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	-				3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下

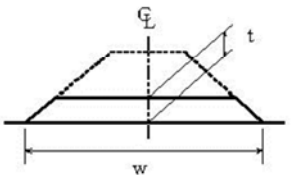
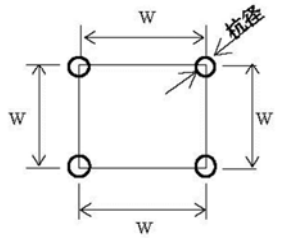
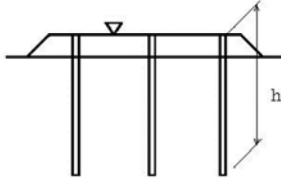
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合 は測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		3-2-6-17
						平 坦 性	—	3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	±50	延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

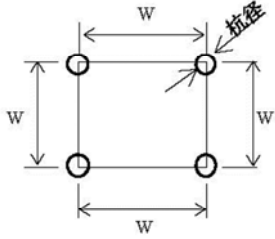
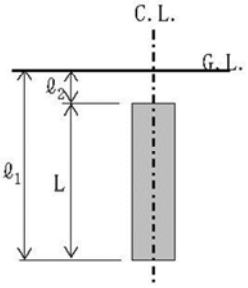
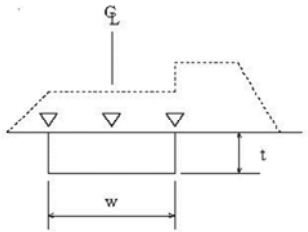


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  w. (L)は施工延長 40mにつき1ヶ 所、延長 40m以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。80m以下のものは1施 工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		3-2-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定  「施工履歴データを用いた出来形管理 要領（表層安定処理等・中層地盤改良 工事編）（案）」に記載の全体改良平 面図を用いて、天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）。		3-2-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天端幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		3-2-7-5
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	7		パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	25 本に 1ヶ所。 25 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
									※余長は、適用除外	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	25 本に 1ヶ所。 25 本以下は 2ヶ所測定。 1ヶ所に 4本測定。	 	3-2-7-9
						位 置・間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数		
								$L = \varrho_1 - \varrho_2$ $\varrho_1$ は改良体先端深度 $\varrho_2$ は改良端天端深度		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき 1ヶ所、又は 施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を 出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領 (表層安定処理等・中層地盤改良 工事編) (案)」による管理の場合 は、全体改良範囲図を用いて、施工厚 さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は不 要)。		3-2-7-9
						施 工 厚 さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工（固定） （移動）  架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

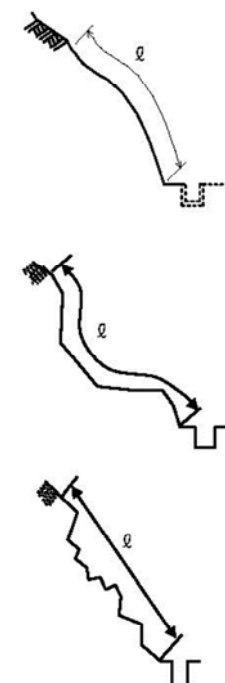
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工  (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%				
						厚 さ t	t < 5cm	-10				施工面積 200㎡につき 1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。
							t ≥ 5cm	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

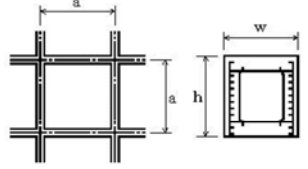
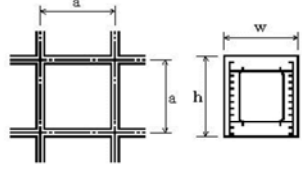
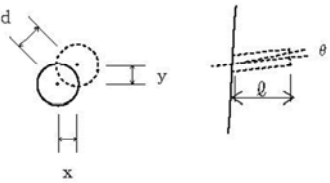
單位：mm

I-84-2

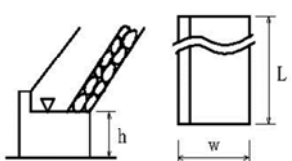
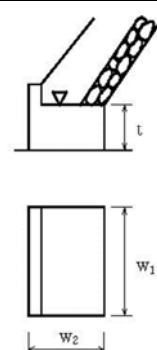
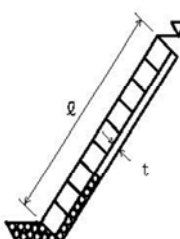
-397-2-

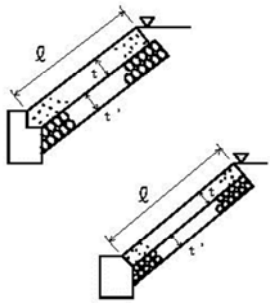
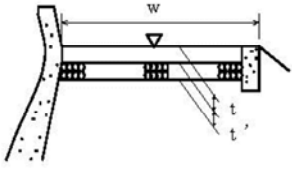
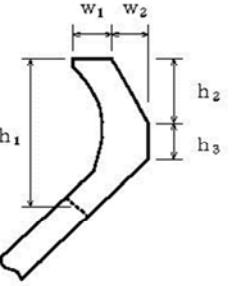


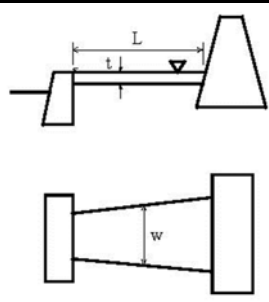
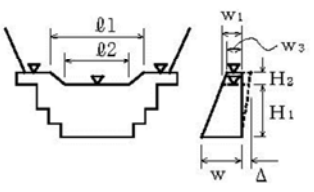
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工	3		吹付工  (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-3	
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100				
						厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	-10				<p>200㎡につき 1ヶ所以上、200㎡以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>
							$t \geq 5\text{cm}$	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延 長 L		-200				<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工  (現場打 法 枠 工) (現場吹 付 法 枠 工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計 図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高  さ	h	-30			
						枠中心間隔	a	$\pm 100$			
延 長	L	-200	1 施工箇所毎								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工  (プレキャスト 法 枠 工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  1 施工箇所毎		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ	$\ell$	設計値以上	全数		3-2-14-6
						配置誤差	d	100			
						せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度			

$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

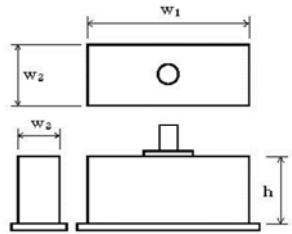
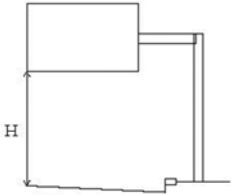
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	±50	ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40 m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 $l$	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50 ただし舗装面と接 する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要 領（護岸工編）（案）」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		7-1-6-5	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 $t'$					-50
						延 長 $L$					-0.5% ただし 最大-200 最小-50
法勾配の開き		±0.5 分									
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$					-0.5% ただし 最大-200 最小-50
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返 工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$					-0.5% ただし 最大-200 最小-50

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
						幅 w	-100				
						厚 さ t	-30				
						延 長 L	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長 さ $l_1, l_2$	$\pm 100$			
							幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 $\nabla$	$\pm 50$			
							幅 $w_2$	$\pm 50$			
							下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_2$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 $\ell$	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	5 排水 構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所 / 1 踏掛版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所 / 1 踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所 / 1 踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
					厚 さ	—				
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数								
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高 さ h	-30			
						基 準 高	道路に接する場合 $\pm 30$			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所 / 1 基		10-2-9-4

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 $t$	0～+50	接続部間毎に1ヶ所	<p>接続部 (地上機器部)      接続部 (地上機器部)</p>	10-2-12-5
						延 長 $L$	-200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ $h$	-30			



表-2 品質管理基準  
第1 一般土木工事の部

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 (T・Sマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材) 第一部：高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材) 第二部：フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) 第三部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) 第四部：電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石40%以下 砕砂135%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (但し、粒形判定美練率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (但し、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (TISマーク表示されたプレミックスコンクリートを使用する場合は除く)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	○	
						その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	1 工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができ。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができ。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができ。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合には省略できる。</li> </ul>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運転車の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、「15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m<sup>3</sup>以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打たず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運転車の測定を行う。</p> <p>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m<sup>3</sup>/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mm場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>	
			スランブ試験	JIS A 1101	<p>スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm</p>	<p>・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋、鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。</p> <p>・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度を減らすことにより監督職員と協議し低減することができる。</p>	<p>・1工種当りの総使用量が350m<sup>3</sup>未満の場合は1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋、鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。</p> <p>・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度を減らすことにより監督職員と協議し低減することができる。</p>	<p>・1工種当りの総使用量が350m<sup>3</sup>未満の場合は1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋、鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度を減らすことにより監督職員と協議し低減することができる。</p>
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)</p>	<p>・荷卸し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個（σ7・・・3個、σ28・・・3個）とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。</p>	<p>・1工種当りの総使用量が350m<sup>3</sup>未満の場合は1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回以上の試験。 またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。</p>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。 またはレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示保証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果が指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値が、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			本数 総延長 最大呼び幅等	・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカナルベート類、橋梁上・下部工及び高さが30mm以上の堰・水門・樋門を対象 (ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない) とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ・呼び幅が0幅が30.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
		必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカナルベート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカナルベート類、橋梁上・下部工及び高さが30mm以上の堰・水門・樋門を対象 (ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 ・工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧)・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	・コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 ・圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
			製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全景		
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全景		
			セメントのアルカリシリカ反応抑制剤対策	アルカリ骨材反応抑制剤対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制剤対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	
			コンクリートの塩化物含量特別	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果が指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
			骨材のふるい分け試験(粒度、粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケル骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(ISOマークを有するプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		
			コンクリート用混和材	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材)は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による	○
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
						製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ</li> <li>等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul>	<p>熱間圧接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.4倍以上、ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上、ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお、(公社) 日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がり、6mm以下としている。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間圧接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手動ガス圧接及び熱間圧接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要となる場合などである。</li> <li>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> <p>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間圧接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	
				<p>熱間圧接法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上、ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害 (著しい折れやボルトによる締付け傷等) と認められる欠陥があつてはならない。</p>				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり</li> <li>等</li> </ul>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が<math>20^\circ</math>以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。なお(公社)日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりは、6mm以下としている。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>④は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>⑤は、再加熱して修正する。</li> <li>⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>	
				<p>熱間押接法の場合</p> <p>①ふくらみを押接した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみが無い</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>熱間押接法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</li> <li>①②③は、再加熱、再加圧、押接さを行つて修正し、修正後外観検査を行う。</li> <li>④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</li> </ul>			
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。</li> <li>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24dB感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	<p>規格値を外れた場合は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> </ul>		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
12 転圧コンクリート			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中/回/月以上	○			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中/回/月以上	○			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中/回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中/回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は/回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中/回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
				製造 (フラスコ)	その他					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
12 転圧コンクリート	製造(ブランド) (TISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (TISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○			
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合: 土木学会規格JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下 設計図書による	工事開始前および工事中1回/年以上。		○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による		2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			コンシステンシーVC試験	JIS A 1125	設計図書による	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			マーマーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 ※いすおかの方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 ※いすおかの方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験回数が7回以上(1回)および個以上の供試体の平均値)の場合は、</li> <li>全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。</li> <li>試験回数が7回未満となる場合は、</li> <li>① 1回の試験結果は適合基準強度の85%以上</li> <li>② 3回の試験結果の平均値)は適合基準強度以上</li> </ul>	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須		または、 RT計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%異常(締め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【パイルが打込まれた橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は、500m <sup>2</sup> を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
19 吹付工		その他（Tマーク表示されたドライミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。					
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒度特定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）					
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。					
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたタイプミキサコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 設計図書による	2回/日以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンジステンション（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることが出来る。	

(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCF-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。  コンクリートの打設が午前と午後にもたが場合は、午前に1回コンクリート打設前に 行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2以下の場合、午後の試験を省略するこ とができる。（1試験の測定回数3回とす る）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、またはレディーミ クスコンクリート工場（JISマーク表示 認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。 ・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、またはレディーミ クスコンクリート工場（JISマーク表示 認証工場）の品質証明書等のみとすること ができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の 塩化物イオン含有率試験方法」 （JSCF-C502-2018、503-2018） または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合 は省略できる。	
					スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に 応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時 に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、またはレディーミ クスコンクリート工場（JIS表示認証工 場）の品質証明書等のみとすることができ る。 重要構造物のコンクリート使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。	
		必須	コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規格JSCF F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とす る。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠 に工事で使用するのと同じコンクリート（セ ルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径 50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原 則として1回13本とする。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、重要構造物のコン クリート使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以 上の試験。 またはレディーミクスコンクリート工 場（JISマーク表示認証工場）の品質証明 書等のみとすることができる。・σ28につ いては、高知県生コンクリート工業組合技 術センターにおいて試験を行うこと。	
				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に 応じて 20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変 化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、重要構造物のコン クリート使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以 上の試験。 またはレディーミクスコンクリート工 場（JISマーク表示認証工場）の品質証明 書等のみとすることができる	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
20 現場交付法 砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長)による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長)による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○				
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。					
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。					
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が8%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕石 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)					
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。					
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	○					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
20 現場交付法 枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C 回収水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場交付法 枠工	製造（JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2  連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCF-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
					コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規格JSCF F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャップピンを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材令28日） ・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができ。 (1 試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	
		空気量測定	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場付法 砕工			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
21 河川土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大飽和密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ) 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>2</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
25 捨石工	施工	必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィックビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンガルメーターA)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施		
			岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：糸2.7～2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：糸2.5～2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：糸2g/cm <sup>3</sup> 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○
			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであつてはならぬ。 但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
26 コンクリートダム	材料（T・Sマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェニカルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）				
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	○			
		砂の有機不純物試験	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1105  JIS A 1142	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。  圧縮強度の90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。  試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
26 コンクリートダム			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	<p>細骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときは、3.0%以下。</p> <p>細骨材：            ・7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下            ・碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなど含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。</p>	<p>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。            (山砂の場合は、工事中1回/週以上)</p>		○							
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	<p>細骨材：1.0%以下            粗骨材：0.25%以下</p>				○						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	<p>細骨材：10%以下            粗骨材：12%以下</p>					<p>砂、砂利：            工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。            砕砂、碎石：            工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</p>	<p>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</p>	○			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下					<p>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</p>			○		
			練混ぜ水の品質試験	<p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：            JIS A 5308付属書C</p>	<p>懸濁物質の量：2g/L以下            溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下            塩化物イオン量：200ppm以下            セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内            モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>					<p>工事開始前及び工事中1回/年以上及び氷質が変わった場合。</p>				<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>	○
				<p>回収水の場合：            JIS A 5308付属書C</p>	<p>塩化物イオン量：200ppm以下            セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内            モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>					<p>工事開始前及び工事中1回/年以上及び氷質が変わった場合。            スラッジ水の濃度は1回/日</p>				<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	製造(ラント) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		○
			塩化物総量規制	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須			原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがは1回以上は、午前と1回以上は、午後に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができ、骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム			単位水量測定	「レディミックスコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運転車の生コン打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m<sup>3</sup>以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を越える場合は、生コンを打たまずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運転車の測定を行う。</p> <p>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m<sup>3</sup>/日以上の場合；</p> <p>2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数はいずれの方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>	
			スランプ試験	JIS A 1101	<p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm</p> <p>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm</p>	<p>・荷卸し時</p> <p>・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>・1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示施設工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	<p>・荷卸し時</p> <p>・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>・1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場（JISマーク表示施設工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
26 コンクリートダム			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び傾斜工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・1工種当りの総使用量が350m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。				
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。					
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回8ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート (NATM)	材料 (TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長通知)による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日高土企第264号付け土木部長通知)による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砕砂 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材：5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
27 覆工コンクリート (NATM)			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石； 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。			上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合； JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				
			計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
27 覆工コンクリート (NATM)			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規格JSCF-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上			レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上			レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷印し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷印し時、品質変化が認められたとき。			
			単位水量測定	「レディーミクスコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打たず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合; 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷印し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。			示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果が指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回以上の総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1回以上、構造物以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m<sup>3</sup>未満の場合は1回以上の試験。</li> <li>またはレディーミックスコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>σ28については、高知厚生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。</li> </ul>	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、事前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することとができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JCF-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。</li> </ul>	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JCF-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。</li> </ul>	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、5打設ごとに1ヶ所の調査を実施。ただし、最低3ヶ所。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	材齢28日~91日の間に試験を行う。 所定の強度を得られずに箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			その他		その他			
			その他		必須			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知)による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。				
				その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)		設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○		
				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○		
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○		
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラッグ粗骨材：5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラッグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) その他(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○		
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他 (T-Sマーク表示されたハイミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			粗骨材の単位体積重量試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および氷質が変わった場合。		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および氷質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート(NATM)	製造(ラント) (Tマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCF-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原質0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
	施工		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCF F561-2013	1回の試験結果が指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び8日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 吹付けコンクリート (NATM)			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で8N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工延長40mごとに1回	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
29 ロックボルト (NATM)			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		
	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測				○
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108		1) 施工開始前1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製土工場または品質の変更があるごとに1回		
	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201				
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に1本づつ、抗口部では両側壁各1本。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
31 路上再生工 (表層)	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	/	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。					
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207								
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-91								
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-229								
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238								
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-14								
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。					「アスファルト舗装」に準じる。	○		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91					基準密度の96%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個	空疎率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による					110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。					-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎	/	
			その他	粒度(2.36mmフルイ)					舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
				粒度(75μmフルイ)					舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内		
				アスファルト量抽出粒度分析試験					舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</li> <li>・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。</li> </ul>	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-65	50%以下			
			製鋼スラグの水受膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			
			引ひき点試験	JIS K 2265-1～-4	260℃以上			
			薄板加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			
			薄板加熱軟化率	JIS K 2207	65%以上			
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-244	タフネス：20N・m						
密度試験	JIS K 2207							
		その他	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</li> <li>・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。</li> </ul>	○			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
36 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みのみであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3 試験片の個数：1		○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。					○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。					○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。  (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び用語)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
36 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼桁材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼桁材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタット溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタット溶接	JIS Z 3145	溶接部と亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されなかったきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならず、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼桁材編表一解20.8.6及び表一解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表一解20.8.6及び表一解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼桁材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊検査を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判断が困難な場合は、放射線透過試験または浸透探傷試験を用いる	放射線透過試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
36 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突き合わせ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 表一解20.8.4及び表一解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表一解20.8.4及び表一解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。								
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査をする。									
			外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.6外部分き検査の規定による。				検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。						
			外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。					検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの公差を認める。						検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくともよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B[mm]) 余盛高さ (h[mm]) $B < 15$ : $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$ : $h \leq 4$ $25 \leq B$ : $h \leq (4/25) \cdot B$							検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
			外観形状検査 (アークスタット)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたりに包囲していないといけない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻き込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量										

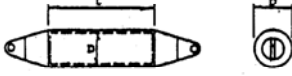
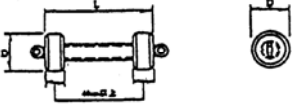
(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
36 溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げでも欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げのままにしておくものとする。		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造る工法には適用しない。	材料	必須	土の温潤密度試験	JIS G 0191					
			テンプルフロー試験	JIS R 5201					
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JISA1216					
			土粒子の密度試験	JISA1202					
		その他	土の粒度試験	JISA1204					
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205					
			土の一軸圧縮試験	JISA1216					
			土の圧密試験	JISA1217					
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211					
			土の強軟量試験	JGS0221					
			深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。 1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりかたい場合は監督員の指示による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。 有機質土の場合は必要に応じて実施する。 1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりかたい場合は監督員の指示による。		
必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JISA1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは8個の供試体の試験値の平均値で表したものの。						



品質規格

工 種	名 称	試 験 項 目	品 質 規 格		
電線共同溝工 (管路工)	SVP管 (電力系)	施工後の導通性	φ150 mm管財は管路の曲げ半径に応じた配管用ボビン（鉛製）が通過し、かつ通した配管用ボビンに損傷が認められないこと(全管)		
			管路の曲げ半径 (m)	配管用ボビンの仕様	
			1.2～5 未満	L:長さ (mm)	D:外径 (mm)
			5 以上	200	140
			<p>1 ボビンの形状はI型またはダンベル型とする。(下図参照)</p> <p>2 ボビンの挿入にあたっては、必ず引き戻しワイヤーを通しておくこと。</p> <p>3 導通試験完了後、ケーブル引き入れ用の呼び線を管路に挿入残置すること。</p> <p>4 通過試験後、管路通過性能確認書（様式-1）を提出する。 (参考) ボビン形状</p> <div style="text-align: center;"> <p>○I型</p>  <p>○ダンベル型</p>  </div>		
	PV管 (NTT系)	施工後の導通性	RV75 の管財は、φ73 mm、L=300、600 mmのマンドレルがスムーズに全管通過すること		
			ハンドホール～ハンドホールが 150m未満マンドレルL=300 mm		
			ハンドホール～ハンドホールが 150m以上マンドレルL=600 mm		
		施工後の水密性	<p>2. 通線用ひもを通して通過試験後、通線用ひもは管路内に残置すること。</p> <p>3. 通過試験後、管路通過性能確認書（様式-1）により提出する。</p> <p>管路内気圧 500gf/cm<sup>2</sup>で3分間放置して、圧力低下 20gf/cm<sup>2</sup>以下であること。 試験は、全管路について実施し、管路接続確認書（様式-2）を提出する。</p>		



## 2 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮 影 項 目	撮影頻度 [時期]	
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

#### 【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第2章 土工					
第3節 河川・海岸・砂防土工	1-2-3-2掘削工			Ⅲ-1	
	1-2-3-3盛土工			Ⅲ-1	
	1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法			Ⅲ-2
		多数アンカー式補強土工 法			Ⅲ-2
		ジオテキスタイルを用い た補強土工法			Ⅲ-2
	1-2-3-5法面整形工	盛土部			Ⅲ-2
1-2-3-6堤防天端工				Ⅲ-2	
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工			Ⅲ-2	
	1-2-4-3路体盛土工			Ⅲ-3	
	1-2-4-4路床盛土工			Ⅲ-3	
	1-2-4-5法面整形工	盛土部			Ⅲ-3
第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て	組立て		Ⅲ-3	
		組立て ※新設のコンクリート構造物の 内、橋梁上部工事と下部 工事		Ⅲ-3	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-12-2
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-13
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-13
		基層工		Ⅲ-13-1
		表層工		Ⅲ-13-1
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		Ⅲ-13-1
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-14
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-14
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15
		基層工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		Ⅲ-15
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-15-1
		基層工		Ⅲ-15-1
		表層工		Ⅲ-15-1
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅲ-16
		粒度調整路盤工		Ⅲ-16
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅲ-16-1
		アスファルト中間層		Ⅲ-16-1
		コンクリート舗装版工		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅲ-17
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅲ-17-1
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅲ-18
		転圧コンクリート版工		Ⅲ-18
		連続鉄筋コンクリート舗装工		Ⅲ-18
		3-2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工	
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			Ⅲ-18-1
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅲ-18-1
	加熱アスファルト安定処理工			Ⅲ-18-1
基層工			Ⅲ-18-1	

章、節	条	枝番			
第6節 一般舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅲ-19	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅲ-19	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅲ-19	
		加熱アスファルト安定処理工		Ⅲ-19	
		基層工		Ⅲ-19	
	3-2-6-15路面切削工			Ⅲ-20	
	3-2-6-16舗装打換え工			Ⅲ-20	
	3-2-6-17オーバーレイ工			Ⅲ-20	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			Ⅲ-20	
	3-2-7-3置換工			Ⅲ-20	
	3-2-7-5パイルネット工			Ⅲ-21	
	3-2-7-6サンドマット工			Ⅲ-21	
	3-2-7-7バーチカルドレーン工	サンドドレーン工			Ⅲ-21
		ペーパードレーン工			Ⅲ-21
		袋詰式サンドドレーン工			Ⅲ-21
	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			Ⅲ-21
	3-2-7-9固結工	粉末噴射攪拌工			Ⅲ-21
		高圧噴射攪拌工			Ⅲ-21
		スラリー攪拌工			Ⅲ-21
		生石灰パイル工			Ⅲ-21
		中層混合処理			Ⅲ-21
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅲ-21	
		鋼矢板		Ⅲ-21	
		アンカー工		Ⅲ-21	
		連節ブロック張り工		Ⅲ-21	
		締切盛土		Ⅲ-22	
		中詰盛土		Ⅲ-22	
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			Ⅲ-22	
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			Ⅲ-22	
	3-2-10-22法面吹付工			Ⅲ-22	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1鑄造費	金属支承工		Ⅲ-22	
		大型ゴム支承工		Ⅲ-22	
	3-2-12-1仮設材製作工			Ⅲ-23	
	3-2-12-1刃口金物製作工			Ⅲ-23	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	8		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m <sup>2</sup> に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m <sup>2</sup> に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込後〕	
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	



## 5 技術管理要綱標準様式集(要綱第4条第3項)

### 様式－1 施工計画書(標準様式(規格A4))

施工計画書については、高知県建設工事共通仕様書(以下「仕様書」という。)に提出を義務づけているが、次の事項により作成区分、作成方法等を定める。

#### 1 作成区分

作成区分として、一工事、二工事、三工事に区分する。

##### (1) 一工事

- ・請負金額5千万円以上の工事。
- ・急傾斜地崩壊対策工事。

##### (2) 二工事

- ・請負金額1千万円以上、5千万円未満の工事。

##### (3) 三工事

- ・請負金額500万円以上、1千万円未満の工事。

##### (4) 提出を省略できる工事

- ・緊急を要する工事。
- ・請負金額500万円未満の工事。

#### 2 作成方法

施工計画書は、高知県建設工事共通仕様書で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項を作成区分により記載しなければならない。

##### (1) 工事概要

##### (2) 計画工程表

##### (3) 現場組織表

##### (4) 主要機械・船舶

##### (5) 主要材料

##### (6) 施工方法(仮設備計画を含む)

##### (7) 施工管理計画

##### (8) 緊急時の体制

##### (9) 交通管理

##### (10) 安全管理

##### (11) 現場作業環境の整備

##### (12) 環境対策

##### (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

##### (14) その他

以上の項目について、請負者は契約図書に指定されている事項を工事実行計画に基づき記載しなければならない。

また、工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

なお、監督職員の指示した項目については、詳細な施工計画書を作成するものとする。

#### 3 打合わせ簿

打合わせ記録

(一工事・二工事・三工事)

#### 4 一工事・二工事別 目次別一覧表

##### 一般工事(一工事・二工事・三工事)

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| (1) 表紙                       | (一工事・二工事・三工事)                |
| (2) 目次                       | (一工事・二工事・三工事)                |
| (3) 工事概要                     |                              |
| ア 工事概要                       | (一工事・二工事・三工事)                |
| イ 施工特性                       | (一工事・二工事・三工事)                |
| (4) 計画工程                     | (一工事・二工事)                    |
| (5) 現場組織                     |                              |
| ア 組織表                        | (一工事)                        |
| イ 下請組織(施工体系図)                | (一工事)(下請があれば二工事・三工事<br>でも必要) |
| ウ 現場職員経歴表                    | (一工事)                        |
| エ 作業主任一覧表                    | (一工事)                        |
| (6) 主要機械・船舶                  | (一工事)                        |
| (7) 主要材料                     | (一工事・二工事・三工事)                |
| (8) 施工方法(仮設備計画を含む)           |                              |
| ア 作業フロー                      | (一工事・二工事)                    |
| イ 施工方法                       | (一工事)                        |
| ウ 仮設備計画                      | (一工事)                        |
| (9) 施工管理                     |                              |
| ア 下請管理                       | (一工事・二工事)                    |
| イ 工程管理計画                     | (一工事・二工事)                    |
| ウ 品質管理計画表                    | (一工事・二工事)                    |
| エ 出来形管理計画表                   | (一工事・二工事)                    |
| オ 写真管理計画表                    | (一工事)                        |
| カ 段階確認計画・実施表                 | (一工事・二工事)                    |
| キ 工事損害影響調査                   | (一工事・二工事)                    |
| ク 気象管理                       | (一工事・二工事)                    |
| (10) 緊急時の体制                  |                              |
| ア 連絡系統図                      | (一工事・二工事・三工事)                |
| イ 緊急体制組織                     | (一工事・二工事・三工事)                |
| ウ 緊急出動人員等                    | (一工事・二工事・三工事)                |
| (11) 交通管理                    | (一工事・二工事・三工事)                |
| (12) 安全管理                    |                              |
| ア 工事安全管理対策                   | (一工事・二工事・三工事)                |
| イ 第三者施設安全管理対策                | (一工事・二工事・三工事)                |
| ウ 工事安全教育等                    | (一工事・二工事・三工事)                |
| エ 現場備品整備                     | (一工事・二工事・三工事)                |
| (13) 現場作業環境の整備               | (一工事)                        |
| (14) 環境及び地元対策                | (一工事・二工事)                    |
| (15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | (一工事・二工事・三工事)                |